

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

雇用保険法の一部改正（平成28年3月31日公布、平成29年1月1日施行）に伴い、引用部分等の改正を以下のとおり行う。

（1）高年齢被保険者の新設に伴う改正

「高年齢継続被保険者」（1）が「高年齢被保険者」に改められたことに伴い、所要の規定整備を行う。

（2）求職活動支援費の新設に伴う改正

「広域求職活動費」（2）が「求職活動支援費」と改められたことに伴い、所要の規定整備を行う。

2 施行期日

平成29年1月1日

1 雇用保険法において、同一の事業主に65歳以前から引き続いて雇用されていた者が対象であった「高年齢継続被保険者」について、65歳以降に雇用された者も新たに雇用保険の対象者に含め、「高年齢被保険者」として新たに定義された。

2 雇用保険法において、受給資格者が遠隔地の求職活動を行う場合に支給される「広域求職活動費」に加え、就職の面接のための子の一時預かり費用等も支給対象となることにより、新たに「求職活動支援費」として新設された。